

赤平市の人事行政の運営状況

市では、人事行政の運営状況などを公表することを目的に、「赤平市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を平成17年6月14日から施行しました。

この条例により公表する項目のうち、今回は平成23年度の任免・服務などの状況についてお知らせします。

□職員の任免（採用・退職）状況

平成23年度における職員の任免状況については、総数で採用者数が10人、退職者数が7人となっており、市役所（市立病院以外の市の施設を含む）と市立病院の人数は、表1のとおりとなっています。

市では「定員適正化計画」を策定し、平成17年4月1日から平成23年3月31日までの6年間で58人（12.6%）の削減を目標としておりましたが、目標を上回る169人（36.7%）の削減がなされました。進ちよく状況は表2のとおりです。

表1：職員の任免（採用・退職）状況

区 分	職 種	採用者数	退職者数	平成24年4月1日現在 職員数
市 役 所	一般行政職	4人	3人	195人
	医 療 職	0人	0人	
	小 計	4人	3人	
市立病院	一般行政職	0人	0人	96人
	医 療 職	6人	4人	
	小 計	6人	4人	
合 計		10人	4人	310人

※平成24年4月1日現在職員数は地方公共団体定員管理調査より

表2：定員適正化の目標及び進ちよく状況

区 分	総職員数（進ちよく状況）	職員(病院除く)数（進ちよく状況）
平成17年4月1日現在	460名	274名
平成18年4月1日現在	439名（4.6%減）	260名（5.1%減）
平成19年4月1日現在	394名（14.3%減）	238名（13.1%減）
平成20年4月1日現在	310名（32.6%減）	185名（32.5%減）
平成21年4月1日現在	314名（31.7%減）	189名（31.0%減）
平成22年4月1日現在	309名（32.8%減）	190名（30.7%減）
平成23年4月1日現在	288名（37.4%減）	193名（29.6%減）
平成24年4月1日現在	291名（36.7%減）	195名（28.8%減）

□職員の勤務条件

職員の勤務条件は、条例などで定めていますが、標準的な勤務時間は、表3のとおりで、休憩時間を含む1日の勤務時間は7時間45分です。また年次有給休暇や時間外勤務などの状況は、それぞれ表4、表5のとおりです。

表3：標準的な勤務時間

1週間の勤務時間	38時間45分
業務開始時間	午前8時30分
業務終了時間	午後5時00分
休憩時間	午後0時15分から午後1時まで

表4：年次有給休暇の取得状況（平成23年1月1日～平成23年12月31日）

総付与日数	5,005日
総取得日数	1,092日
全対象職員数	126人
平均取得日数（総取得日数／全対象職員数）	8.7日
消化率（総取得日数を総付与日数で割って100をかけたもの）	21.8%

※外局等および市立病院に勤務する職員は含みません。

表5：育児休業の取得状況

新たに取得	1人	前年度から引き続き	3人
-------	----	-----------	----

※市立病院に勤務する職員は含みません。

表6：時間外勤務および休日勤務の状況

時間外・休日勤務総時間数	年間11,792時間
職員1人あたりの平均	年間82時間

※市立病院に勤務する職員は含みません。

□分限および懲戒などの処分

市職員は、地方公務員法などの関係法令により、全体の奉仕者としての義務と責任が定められています。その責任が果たせない場合は処分の対象となり、処分の区分は、職員が心身の故障などにより職務を十分に果たし得ない場合など、公務能率の維持を図るために行う分限処分と、職員の服務義務違反に対し道義的責任を追及し、行政秩序の維持を図るために行う懲戒処分があり、それぞれ事由と処分の種類が定められています。平成23年度における分限処分者数と懲戒処分者数は、それぞれ表6、表7のとおりです。なお、市では、懲戒処分までには至らない義務違反においても、その事実関係により口頭（注意、嚴重注意）または書面（訓告）により戒める処分があります。

表6：分限処分者数

処分事由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合（長期病休など）	0人	0人	0人	0人	0人
職に必要な適性を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
職制、定数改廃などにより廃職、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人

表7：懲戒処分者

処分事由	戒告	減給	停職	免職	計	訓告など
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反した場合（監督責任など）	0人	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者としてふさわしくない非行（交通法規違反など）	0人	0人	0人	0人	0人	2人

【用語解説】

- ・免職～職員の意に反してその職を失わせる処分。分限は退職手当などが支給されるのに対し、懲戒処分の場合は、それらは支給されない。
- ・休職～職を保有させたまま一定期間職務に従事させない処分で、給料の全部または一部が支給される場合がある。
- ・停職～職員を職務に従事させない処分で、停職中の給料は支給しない。
- ・戒告～職員の規律違反の責任を確認するとともに、その将来を戒める処分で、給料の昇級が延伸となる場合がある。

□公平委員会での審査など

市職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件について適当な措置を行うよう要求したり、分限や懲戒などの処分を受けた場合の不服の申し立ての機関として、関係法令に基づき、市は公平委員会を設置しています。公平委員会では勤務条件に関する措置要求や不服申し立てがあった場合に任命権者の人事権が適正に行使されるよう助言や審査などを行います。平成19年度中の公平委員会での審査などの状況は表8、表9のとおりです。

表8：勤務条件に関する措置の要求状況

継続件数	0件
措置要求件数	0件
処理件数	0件

表 9：不利益処分に関する不服申し立ての状況

継続件数	0 件
不服申し立て件数	0 件
処理件数	0 件

□職員の営利企業などの従事許可

地方公務員は、営利企業などに従事することは原則として制限されていますが、任命権者が職務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断した場合は、営利企業などに従事することを許可できるものとなっており、その許可の状況は表 10 のとおりです。

表 10：職員の営利企業など従事許可の状況

区 分	許可人数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社 その他の団体の役員の地位を兼ねる場合	0 人
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0 人
報酬を得て事業または事務に従事する場合（講師など）	15 人

□職員派遣研修の実施

市では、職員の能力を開発し、地方公共団体の能率向上を図るため、職員研修を行なっています。平成 23 年度においては、国や道などの研修機関に総数で 23 人の職員を派遣しており、その状況は表 11 のとおりです。

表 11：職員派遣研修の実施状況

研修先	受講者数	研修内容
北海道市町村職員研修センター	12 人	一般研修（地方自治法）等
中空知ふるさと市町村広域圏	2 人	接遇
その他	9 人	固定資産税事務地方研修会等

□職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の共済制度は、地方公務員法第 43 条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。

共済制度を運用し、実施する主体は北海道市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・けが・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付などの「福祉事業」の大きく分けて 3 つの事業を行っています。

その他の福利厚生制度として、職員のための任意の互助組織である「赤平市役所職員福利厚

生会」や「市立赤平総合病院職員福利厚生会」や「赤平市消防職員福利厚生会」を組織し、職員の会費により、職員の冠婚葬祭に際しての給付等の事業を実施しています。

この他、当市は道内の市町村職員の福祉の増進と生活の安定のため相互共済を図っている「財北海道市町村職員福祉協会」に加入しています。財北海道市町村職員福祉協会は加入している市町村職員からの掛金と公費からの支出により運営されており、各種給付や健康増進事業などを実施しています。

表 1 2 : 財北海道市町村職員福祉協会の福利厚生事業内容

事業区分等		事業内容	互助会等に対する公費負担額※
負担金事業	保健体育奨励助成	健康増進のために実施する体育大会等への助成	622,000 円 (平成 23 年度決算)
	総合健診事後指導支援助成	所属所が行う健康管理対策事業への助成	
	退職者セミナー	生涯生活設計支援のためのセミナーの開催	
	衛生管理者受講助成	衛生管理者資格取得のための受講費用の助成	
	講座・研修会等への助成	保健思想の普及向上に関する研修会等への助成	
共同事業	共済会員優待	元気回復、健康保持増進の推進を目的に、本人と同居の家族を指定保養所に優待	
	退職優待	元気回復、健康保持増進の推進を目的に、本人と配偶者又は同居の家族を指定保養所に優待	
掛金事業	入院一時金	30 日以上入院した場合	
	出産祝金	本人又は被扶養者が出産したとき	
	弔慰金	本人又は被扶養者が死亡したとき	
	介護見舞金	本人又は被扶養者が要介護 3 以上と認定されたとき	
	自己啓発支援助成	自己啓発のための大学等の通信教育・講座を受講する場合の学習費用助成	
	ボランティア活動支援助成	会員で構成されるボランティア団体の活動支援	
	結婚優待	本人と配偶者を指定保養所に優待	

※ 表 2・表 4 以外の表の対象期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 1 年間

問い合わせ先

総務課職員係（内線 350）